

# 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会スポーツ指導員規則

## (目 的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会（以下「協会」という。）におけるスポーツ指導員の選考基準及び職務、その他スポーツ指導員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (職 務)

第2条 スポーツ指導員は、市民のスポーツ振興に関し、次の職務を行う。

- (1)市民の求めに応じて、スポーツ実技の指導を行う。
- (2)学校等教育機関、その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力をする
- (3)スポーツ団体、その他団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力をする。

## (委 嘱)

第3条 スポーツ指導員の委嘱については、協会加盟団体から推薦されたもの及び体育に関する学識経験者のうちから協会会長が委嘱する。

## (定 数)

第4条 定数については、下記のとおりとする。

- (1)協会加盟団体は5名以内とする。ただし、協会会長が認めた場合は、この限りでない。
- (2)学識経験者 若干名

## (組 織)

第5条 スポーツ指導員の組織は、次のとおりとする。



## (任 期)

第6条 スポーツ指導員の任期は2年間とする。ただし途中就任した場合は、前任の残任期間とする。

2 協会会長は前項の規定に関わらず特別の事由があるときは、前項の期間中においても免職することができる。なお、再任は妨げない。

## (補 則)

第7条 選考の条件（次に掲げる項に該当することを基本条件とする）

- (1)スポーツ・レクリエーションに関心と深い理解を持ち、熱意と指導能力があること。
- (2)社会的に信望があり、スポーツの経験があること。
- (3)自己の資質向上のため、研修会に参加できること。
- (4)スポーツ種目に応じ専門的助言ができること。
- (5)スポーツ・レクリエーション事業の企画立案に協力できること。

### 2 選考の留意点

- (1)年齢・性別は、平均して各層に及ぶようにする。
- (2)各種の職業から選出し、偏らないようにする。

## 付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 付則

この規則は、令和6年5月18日から施行する。